

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	子ども政策局 子ども家庭課	平川 顕作
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	④ 社会的養護体制の充実	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	109,462

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
子どもの家庭における養育が困難又は適当でない場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境」を確保する必要があることから、里親等への委託を推進するとともに、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を進めるなど体制の充実を図ります。		i) フォスタリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進 ii) 当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 iii) 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進 iv) 開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 児童相談所に里親支援員を配置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援や全市町での出前講座等の広報啓発活動により、里親制度の周知の取組や里親の確保については、一定達成できた。保護者の里親に対する理解が得られていないことや被虐待児等の情緒行動上の問題がある児童が一定数いることもあり、委託率は目標値には達していないものの確実に向上している。今後さらに、施設入所児童を家庭引き取りや里親等に委託する家庭移行支援、ターゲットを絞った里親のリクルートなどを進める必要がある。
	社会的養護における里親等への委託措置率	目標値①	19.7%	22.1%	25.4%	29.9%	34.0%	34.0% (R7)	
	実績値②	17.3% (R元)	18.6%					進捗状況	
	達成率②/①		94%						やや遅れ

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等		
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		R2目標	R2実績	達成率			
取組項目1	○	1	里親育成支援事業	17,171	8,586	1,565	令和3年度事業の実施状況(令和4年度新規・補正事業は事業内容) 児童相談所に里親支援員を設置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援を実施した。里親育成センターを設置し、里親制度の広報啓発や里親希望者等への研修を実施した。	【活動指標】	300		219	73%	●事業の成果 ・R3は、新型コロナウイルスのまん延により、出前講座の開催回数が少なく参加者数が伸びなかったが、令和3年度末における登録里親数は200世帯と、令和2年度(191世帯)と比較し、増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・里親登録数の増加に加え、里親の資質向上のため、訪問や研修を行った結果、目標値を下回ってはいるが、令和2年度よりも里親委託率は増加しており、目標達成に向けて一定寄与している。
				23,355	11,679	1,558			里親出前講座参加者数(人)	300	149	49%	
				28,269	14,195	1,536			300				
			事業実施の根拠法令等			【成果指標】			18.6	16.1	86%		
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	里親等委託率(%)	19.7		18.6	94%					
			H25-										
			子ども家庭課	—	—	—	事業対象		22.1				

取組項目 ii	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業(子どもの権利擁護事業)	3,587	0	1,536	児童養護施設等に入所する子どもの権利擁護に取り組むために①子どもの権利擁護を行う権利擁護部会を設置する②施設等を巡回して子どもの意見表明を支援するアドボケイトを配置する。	【活動指標】	子どもからの相談件数(件)	数値目標なし	—	
			(R4補正)R4-	児童福祉法				【成果指標】	解決が図られた率(%)	100		
			こども家庭課	—	—	—		施設等入所児童及び里親委託児童				
取組項目 iii	○	3	児童福祉関係社会福祉施設整備事業	0	0	1,565	地方公共団体、社会福祉法人等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、県社会的養育推進計画に則った施設のケア単位の小規模化をはじめとした施設の整備を促進し、施設入所児等の福祉の向上を図った。	【活動指標】	—	—	—	●事業の成果 ・令和3年度に事業着工した1施設の施設整備が年度内に完了し、施設入所児等の福祉の向上に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・社会的養育推進計画に沿った施設のケア単位の小規模化に寄与した。
				86,107	29,723	7,790		社会的養育推進計画に則り、小規模化を行う児童福祉施設のうち、当該補助金を利用した施設数(累計)(施設)	1	1	100%	
				0	0	1,536		【成果指標】	—	—	—	
			H17-	次世代育成支援対策推進法第11条				—	—	—	—	
			こども家庭課	○	—	—		児童福祉施設	—	—	—	

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	フォスタリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で広報啓発活動等が例年通りに実施できない中でも、新たに20世帯の里親を確保できた。 地域における里親家庭の理解促進や、里親登録数のさらなる推進のため、地域の児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者に対する里親登録の働きかけを行っていく必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ターゲットを絞ったリクルートを行い、里親登録の更なる確保を行う。 また、児童相談所における、保護者への里親制度の理解促進、施設入所措置後の家庭復帰が困難な場合の里親委託または養子縁組への移行支援の実施体制を強化する。
ii	当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や子どもの意見を代弁する方策の整備が必要である。 家庭養育優先原則に基づき、施設入所児童で家庭復帰が困難な児童については、里親委託や養子縁組支援への移行が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見表明支援員の養成や権利擁護部会の設置・運営により、子どもの権利擁護を推進する。 児童相談所において、施設入所後の家庭移行支援を引き続き実施する。
iii	施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のための施設整備を実施しているが、取り組みの状況には施設によってばらつきが見られることから、計画的に小規模化・地域分散化を進める必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、施設ごとの課題を整理しながら、児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進する。
iv	開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを一時的にその養育環境から分離する一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護をはかり、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖的な環境で行う一時保護期間を必要最小限とし、開放的な環境において原籍校への登校保障に取り組む等、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができるよう、児童養護施設における一時保護専用施設の整備を県内に4か所で検討する。

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和4年度事業の実施にあたり見直し内容		令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがしない場合は「—」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	里親育成支援事業	委託業者に地域において児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者などを把握してもらい、地域の子育て支援を担う市町と連携したリクルートの活動について体制を整備した。	⑥	里親を確保することに加え、養育経験を積むことによる里親のスキルアップのために、市町との連携を推進し、市町のショートステイにおける里親の活用促進を委託業者とともに進めていく。	改善
			H25-				
			こども家庭課				
取組項目 ii	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業(子どもの権利擁護事業)	R4補正	②	令和5年度以降の本格実施に向け、令和4年度中に意見表明支援員の児童養護施設等への試験的な訪問を実施し、意見表明支援員の効果的な意見表明支援について検証を行っていく。	改善
			(R4補正)R4-				
			こども家庭課				
取組項目 iii	○	3	児童福祉関係社会福祉施設整備事業	—	—	長崎県社会的養育推進計画に基づき、施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を行うこととしており、引き続き家庭的養護の推進を図る。	現状維持
			H17-				
			こども家庭課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点